

#### 第4回 独立行政法人国立印刷局契約監視委員会（審議概要）

開催日及び場所	平成22年2月18日（木） 国立印刷局本局特別会議室
委員	委員長 小林 芳郎（明治大学法科大学院教授・弁護士） 委員 栗田 誠（千葉大学大学院専門法務研究科教授） 委員 榎本 隆英（独立行政法人国立印刷局監事） 委員 高橋 静雄（独立行政法人国立印刷局監事）
審議対象 1	第1回契約監視委員会と同じ。
審議対象 2	「契約における実質的な競争性確保に関する点検」について」（平成22年1月19日総務省行政管理局事務連絡）  ※対象契約は、平成21年度上半期（4月～9月）において締結した物品調達等に係る一般競争契約であって、落札率が90%以上、かつ、入札における応札者が二者以上であったもの全て。

議 事		内 容
審議対象 1	国立印刷局常勤の委員による点検報告及び持回り審議	<p>前回審議した案件（平成21年度新規案件を除く）が属する類型（2類型）の残りの案件について、前回の審議内容を踏まえて点検した結果、相当であることが報告され、承認された。</p> <p>平成21年度新規案件については、第2回及び第3回の審議案件以外の残りの案件について、審議内容を踏まえて点検し、その結果を各委員に対し、持回り審議を行うこととした。</p> <p>[持回り審議の結果] 点検の結果、相当であることが報告され、委員長により承認された。（平成22年3月15日）</p>
審議対象 2	点検項目の審議	<p>調達物品の選定</p> <p>予定価格の算定</p> <p>政府調達の適切な実施</p>
	委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり
	審議の結論	指摘事項なし
	その他必要事項に係る確認	なし

※ 点検結果については4月末公表を予定している。

意見・質問	回答
<p>◇点検項目「調達物品の選定」</p> <p>受注品製造の用紙について、顧客が特定銘柄を要望する理由は何か。</p> <p>流通経路は、製造者直販の方が安価となるのではないか。</p> <p>総合評価落札方式の案件は、総合評価技術審査会にかけるとか。</p> <p>入札の前に納入予定物品等の内容審査等を実施している場合、実際にはどのように実施するのか。</p>	<p>多い理由としては、製品としての継続性である。毎回、異なる用紙で製造することができない製品である。</p> <p>用紙購入では、一般競争に付しても製造者が応札してこないのが現状である。また、公的資料に記載されている流通経路も、用紙は製造者直販ではなく、代理店又は卸商を通しての流通となっている。</p> <p>総合評価落札方式の場合においては、一定の基準の仕様書を作成し総合評価技術審査会にかけることとなる。今回の対象契約は、自動車の購入で環境配慮契約法に基づく総合評価落札方式を行い、業者を決定している。</p> <p>仕様書に製品の規格を明確に記載し、業者からその製品のサンプルや製品安全データシートなどの提出を受け、国立印刷局で試験を実施する。 入札前に性能審査等がある場合は、入札説明書等に記載して周知している。</p>
<p>◇点検項目「予定価格の算定」</p> <p>見積書の徴取は、従来の応札者から徴取するのか。</p> <p>見積書を1者から徴取したり、3者からであったりするが、基準は何か。</p>	<p>請負実績のある者、過去の応札者、同業種の契約を請負った者に依頼する。</p> <p>予定価格の算定にあたっては、公的資料による積算を原則としている。ただし、公的資料による積算が困難な契約は、できる限り複数者から見積書を徴取することとしている。</p>
<p>◇点検項目「政府調達の適切な実施」</p> <p>国立印刷局では、80万SDR（約1億4千万円）以上の契約はあるのか。</p>	<p>80万SDR（約1億4千万円）以上の契約はあるが、今回の調査対象となっている49件の契約にはない。</p>